

毎週火、金曜日発行(但休日に当
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

(は翌日)

鳥取県公報

目次

◇規則、鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

◇告示 土地の公用廃止

◇公安規則

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の設定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

◇公安告示

交通整理用自動信号機の設置場所
昭和二十九年七月鳥取県公安委員会告示

◇人委規則

第一号の一部改正

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改正

◇電氣事業管理規程

鳥取県電氣局企業職員就業規則の一部を改正する規則

◇電氣事業訓令

昭和三十三年七月鳥取県管電氣事業訓令第二号の一部改正
鳥取県電氣局公文規程
文書の左横書きの実施に関する規程

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布す

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十一条中「検査を受けた者とともに」を削る。別表一中「中央病院」を「病院」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の七十七中「豚 二百円」を「豚 百五十円」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二に、(二十七)、(二十八)及び(二十九)として、次のように加える。

(二十七) 鳥取県立歯科衛生士学院入学選抜手数料及び授業料に関する条例に基づく手数料

(二十八) 鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例に基づく手数料

(二十九) 鳥取県肥料検査手数料条例に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正) 第一条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二

年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。別表第一を次のように改める。

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	22,700	17,700	10,600	9,900	9,100
2	24,600	19,200	11,000	10,100	9,500
3	26,500	20,800	11,400	10,300	9,900
4	28,400	22,400	11,800	10,600	10,300
5	30,300	24,100	12,200	11,000	10,600
6	32,200	25,800	12,900	11,400	11,000
7	34,100	27,500	13,800	11,800	11,400
8	35,600	29,200	14,700	12,200	11,800
9	37,100	30,900	15,700	12,900	12,200
10	38,400	32,300	16,700	13,800	12,900
11	39,500	33,500	17,700	14,700	13,800
12	40,400	34,300	19,200	15,600	14,700
13	41,300	35,100	20,700	16,500	15,600
14	42,000	35,800	22,100	17,700	16,500
15	42,700	36,500	23,600	19,200	17,400
16	43,400	37,200	25,100	20,700	18,400
17	44,100		26,500	22,100	19,400
18			27,600	23,600	20,400
19			28,700	25,100	21,000
20			29,800	26,500	21,500
21			30,500	29,200	22,000
22			31,100	30,900	
23				31,900	
24				32,700	
25				33,500	
26				34,200	
27				34,900	

別表第三中

一〇、三〇〇円
九、四〇〇円
八、六〇〇円

を

一〇、六〇〇円
九、九〇〇円
九、一〇〇円

に改める。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二

暫定手当当額表

等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	22,700	17,700	10,600	9,900	9,100
2	24,100	18,800	11,000	10,100	9,500
3	25,500	19,900	11,400	10,300	9,900
4	26,900	21,100	11,800	10,600	10,300
5	28,400	22,400	12,200	11,000	10,600
6	29,800	23,600			
7	30,300	24,100			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					

6	31,200	1,060	24,800	860	12,900	420	11,400	360	11,000	340
	32,200	1,060	25,800	860						
7	32,600	1,110	26,000	910	13,800	450	11,800	380	11,400	360
	34,100	1,170	27,500	960						
8	35,600	1,220	28,700	1,000	14,700	480	12,200	400	11,800	380
			29,200	1,000						
9	37,100	1,270	29,900	1,060	15,700	510	12,900	420	12,200	400
			30,900	1,060						
10	38,400	1,310	31,200	1,100	16,700	550	13,800	450	12,900	420
			32,300	1,140						
11	39,500	1,350	33,500	1,180	17,700	580	14,700	480	13,800	450
12	40,400	1,390	34,300	1,210	18,700	630	15,600	510	14,700	480
					19,200	630				
13	41,300	1,430	35,100	1,240	19,800	670	16,500	550	15,600	510
					20,700	670				
14	42,000	1,460	35,800	1,270	20,900	720	17,700	580	16,500	550
					22,100	770				
15	42,700	1,480	36,500	1,290	23,200	810	18,700	650	17,400	580
					23,600	810	19,200	650		
16	43,400	1,510	37,200	1,310	24,300	860	19,800	670	18,300	620
					25,100	860	20,700	670	18,400	620
17	44,100	1,540			25,400	910	20,900	720	19,200	650
					26,500	950	22,100	770	19,400	650

18	27,500	980	23,200	810	19,800	680
	27,600	980	23,600	810	20,400	710
19	28,400	1,010	24,300	860	21,000	730
	28,700	1,010	25,100	860		
20	29,100	1,040	25,400	910	21,500	760
	29,800	1,070	26,500	950		
21	30,500	1,100	28,700	1,000	22,000	780
			29,200	1,000		
22	31,100	1,120	29,900	1,060		
			30,900	1,060		
23	31,000	1,060				
	31,900	1,100				
24	32,700	1,140				
25	33,500	1,180				
26	34,200	1,220				
27	34,900	1,260				

(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第二条 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十三号)の一

部を次のように改正する。

附則別表第一の二等級の項中	18,700	を	19,800
	21,000		
に、同表の五等級の項中	18,200	を	18,800
	19,100		19,900
	19,700		21,100
	18,300		
	19,200		
	19,800		

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第百三十八号

次の土地は、昭和三十八年三月三十日から公用を廃止した。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事	石	破	二	朗
場	所	地	目	積
岩美郡国府町大字町屋字向土居三〇四ノ二地先		水路敷	一	二坪五合

鳥取県告示第百三十九号

次の土地は、昭和三十八年三月三十日から公用を廃止した。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事	石	破	二	朗
場	所	地	目	積
倉吉市字歙元二五四ノ一地先		用悪水路	四	坪三合九勺

鳥取県告示第百四十号

次の土地は、昭和三十八年三月三十日から公用を廃止した。

18,600	を	18,700
19,700		19,800
20,800		20,900

昭和三十八年三月三十日	鳥取県知事	石	破	二	朗
場	所	地	目	積	
八頭郡河原町大字渡一木字沢通り二六三ノ二 二六三ノ四地先		不認定水路	二	坪五合	

公安委員会規則

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則の一部を改正する規則

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表鳥取県八橋警察署の項中

「逢東」	「大字逢東」	「大字逢東、徳万、丸尾、機下のうち二軒屋」
「徳万」	「大字徳万」	「大字逢東、徳万、丸尾、機下のうち二軒屋」

改める。

附則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表 定員配置表

職員別 課署別	警 察 官					計	一般職員
	警 視	警 部	警部補	巡查部長	巡 査		
秘 書 課	1	1	1			3	12
会 計 課	1	1				2	16
警 務 課	2	3	2			7	25
教 養 課	1	1	2	2		6	5
捜 査 課	2	4	7	8	1	22	6
防 犯 課	1	2	4	3		10	7
鑑 識 課	1	1	1	2		5	15
警 備 課	1	4	6	14		25	6
外 勤 課	1	1	3	2		7	2
交 通 課	1	2	3	5		11	15
機 動 隊	1	1	1	3	21	27	\
警 察 学 校	1	1	2	2	20	26	6
小 計	14	22	32	41	42	151	115
岩 井 署	1	1	3	4	12	21	3
鳥 取 署	1	5	9	21	85	121	12
郡 家 署	1	2	4	6	33	46	7
智 頭 署	1	1	3	3	13	21	3
浜 村 署	1	1	3	4	15	24	4
倉 吉 署	1	4	6	15	58	84	12
八 橋 署	1	1	3	5	21	31	5
米 子 署	1	4	10	20	95	130	17
境 港 署	1	3	6	5	26	41	9
溝 口 署	1	1	3	3	13	21	3
黒 坂 署	1	1	3	5	14	24	4
小 計	11	24	53	91	385	564	79
合 計	25	46	85	132	427	715	194

第三条第五号中「発送」の下に「浄書、印刷」を加える。

第十一条中「三課」の下に「及び鳥取県警察機動隊(以下「機動隊」という。)」を加える。

第十三条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(機動隊の所掌事務)

第十四条の二 機動隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 治安警備及び災害警備事案の実施活動に関すること。

二 部隊活動による雑踏警備、警衛、警護、集団警ら、各種一斉取締り等の実施活動に関すること。

第十八条の次に次の一条を加える。

(機動隊長)

第十八条の二 機動隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもつてあてる。

2 隊長は、上司の命を受け、機動隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第三号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。
刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第四号

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「交通課、」の下に「機動隊、」を加える。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四条に基づき、交通整理用自動信号機の設置場所を次のように定める。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 設置場所

- 〔一〕一級国道二十九号線と果道鳥取停車場線及び一級国道五十三号線の結合点である鳥取市東品治町一三番地地先十字路(山陰合同銀行鳥取支店前十字路)
- 〔二〕一級国道二十九号線と果道樗谷神社線及び鳥取市道火災復興五号線の結合点である鳥取市片原一丁目五一番地地先十字路(中国電力株式会社鳥取支店前十字路)

附 則

(三) 一級国道九号線と二級国道岡山松江線及び県道米子境線と結合点である米子市角盤町二丁目五五番地地先十字路(明治生命米子支店前十字路)
(四) 一級国道九号線と果道米子停車場線及び県道米子港線の結合点である米子市加茂町二丁目五一番地地先十字路(中国電力株式会社米子営業所前十字路)

交通自動信号機の設置に関する告示(昭和三十年十二月二十三日鳥取県公安委員会告示第十七号)は、廃止する。

鳥取県公安委員会告示第五号

昭和二十九年七月鳥取県公安委員会告示第一号(警察において身体を拘束されている者の食料について)の一部を次のように改正し、昭和三十八年四月一日から施行する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

人事委員会規則

「一食三十円」を「一食三十五円」に改め、「一食三十五円まで」を削る。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「又はろう学校」を「、ろう学校、米子皆生学園、白兔学園又は皆浜学園」に改め、同条第二項第二号中「講師」の下に「並びに整肢学園の児童指導員」を加える。

第四条第一項第一号中「中央病院の病院長、副病院長、医長、」を「中央病院又は厚生病院の院長、副院長、医長、室長、」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 整肢学園の園長、医長及び医師

第四条第二項第一号中「中央病院」を「中央病院又は厚生病院」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第二号及び第三号を一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 整肢学園のレントゲン技師、理療師、栄養士、レントゲン士、理療士及び技師補

第四条第三項第一号中「中央病院」を「中央病院又は厚生病院」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第四号及び第五号を二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 准看護学院の教務主任、看護婦及び准看護婦
五 整肢学園の婦長、看護婦及び准看護婦

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。
職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員給料の調整額に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立盲学校
鳥取県立ろう学校
鳥取市立白兔学園
米子市立皆浜学園

を

鳥取県立盲学校
鳥取県立ろう学校
鳥取県立米子皆生学園
鳥取市立白兔学園
米子市立皆浜学園

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十二年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

に改める。

第一条中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

第三条(見出しを含む。)中「結核患者看護業務従事職員の手当」を「結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の手当」に改める。

第五条を次のように改める。

(医療従事職員級の属する職種)

第五条 医療従事職員に対する条例第十二条第二項の級の属する職種は、次表の上欄に掲げる級の区分に対応する同表下欄に定める職種とする。

級の区分	職	種
一級	中央病院及び厚生病院の院長並びに整肢学園の園長	
二級	中央病院及び厚生病院の副院長	
三級	中央病院、厚生病院及び整肢学園の医長	
四級	本庁の予防課長、保健所長及び衛生研究所長	
五級	中央病院、厚生病院、整肢学園、保健所及び職員診療所の医師	

第九条の三中「農産物小倉あつ、旋所」を「農産物北九州あつ、旋所」に、「農産物門司あつ、旋所」を「農産物北九州あつ、旋所」に改める。

第九条の十の次に次の三条を加える。

(爆発物検査業務従事職員の手当)

第九条の十一 爆発物検査業務従事職員の手当は、条例第二十七条第一項に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第二十七条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。

(畜検査員の手当)

第九条の十二 と畜検査員の手当は、条例第二十八条第

一項に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第二十八条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。

(狂犬病予防員の手当)

第九条の十三 狂犬病予防員の手当は、条例第二十九条第一項に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第二十九条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。

第十条中「(別記様式第一から様式第十六まで)」を「(様式第一から様式第二十一まで)」に改める。

様式第二中「1日につき30円」を「1日につき60円」

に改める。

様式第六中「結核患者看護業務従事職員特殊勤務実績簿」を「結核病棟及び伝染病棟業務従事職員特殊勤務実績簿」に「1日につき24円」を「1日につき60円」に、「24円の $\frac{60}{100}$ 」を「60円の $\frac{60}{100}$ 」に改める。

回診に兼用する中「鳥取県立中央病院院長」を「中央病院及び厚生病院の院長」に改める。

回診に兼用する中「鳥取県立中央病院」を「中央病院及び厚生病院」に改める。

様式第六中「1日につき24円」を「1日につき60円」に、「24円の $\frac{60}{100}$ 」を「60円の $\frac{60}{100}$ 」に改める。

様式第八中「1件につき30円」を「1件につき50円」に改める。

様式第九中「1時間につき85円」を「1時間につき140円」に、「85円」を「140円」に改める。

回診に兼用する中「条例第16条第5項および同条第7項」を「条例第16条第4項及び同条第6項」に改める。

様式第十中「1日につき30円」を「1日につき60円」に、「規則第9条の3」を「規則第9条の4」に、「30円の $\frac{60}{100}$ 」を「60円の $\frac{60}{100}$ 」に改める。

回診に兼用する中「条例第21条の2第2項」を「条例第22条第2項」に、「1日につき48円」を「1日につき給料月額 $\frac{1}{25}$ の $\frac{12}{100}$ 」に改める。

様式第十六中

計		日	1日につき	48円	円	支給額	円
条例第23条第1項 第3号		日	"	48円の 100	円		円
条例第23条第1項 第1号及び第2号		日	"	48円の 100	円		円
計		日	1日につき	100円	円	支給額	円
条例第23条第2項		日	"	100円の 100	円		円
規則第9条の7		日	"	100円の 100	円		円

様式第十七中「1日につき24円」を「1日につき60円」に、「24円の $\frac{60}{100}$ 」を「60円の $\frac{60}{100}$ 」に改める。

様式第十八中「1日につき30円」を「1日につき60円」に、「30円の $\frac{60}{100}$ 」を「60円の $\frac{60}{100}$ 」に改める。

様式第十八の次に次の様式を加える。

様式第19

(月分) 鳥取県検査事務従事職員特殊勤務実績簿

所属 課 職 氏 名

課 名 氏 名

日	曜	所属長印	直接監督者印	従事した時間	従事者印	備考
1				自至		
2						
30						
31						
計		条例第27条第2項		日	1日につき60円	円
		規則第9条の11		日	"	60円の $\frac{60}{100}$
						円
						支給額
						円

- 備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、廠にあつては廠長をいう。
 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、廠にあつては廠の課長又は係長をいう。
 3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

様式第20

(月分) と 審査検査員特殊勤務実績簿

所属 課 職 氏 名

課 名 氏 名

日	曜	所属長印	直接監督者印	従事した時間	従事者印	備考

第一条の二第一項の表中

第六号の作業	電話交換取扱適任証を有する者又は電話交換に関する経験年数三年以上の者
第六号の作業	電話交換取扱適任証を有する者又は電話交換に関する経験年数三年以上の者
第七号の作業	一級 上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満である警部以下の警察官 二級 上記作業に関する経験年数が三年以上である警部以下の警察官
第八号の作業	上記作業に従事する警部以下の警察官
第九号の作業	一級 上記作業に必要な免許又は資格を有し、経験年数が三年未満の者 二級 上記作業に必要な免許又は資格を有し、経験年数が三年以上の者

改める。

第一条の二第二項中「及び第六号」を「第六号、第七号及び第九号」に改める。

第二条第一項の表を次のように改める。

第一条第三項第一項の作業	区 分
第一号、第二号、第三号、第四号、第七号及び第九号の作業	一級 六十円 二級 八十円
第五号及び第八号の作業	八十円
第六号の作業	五十円

第二条第二項を削り、第三項を第二項とする。
 第三条第一項第一号中「四十七円」を「百五十円」に、
 同項第二号中「七十二円」を「百六十円」に改める。
 様式中「~~第三号の作業~~」を「~~第二号の作業~~」に改
 める。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和三十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十六号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する別表を次のように改める。」

別 表

特例条例第3条に規定する退職手当の支給を受けた者の退職年月日	給料表	行政職給料表					公安職給料表				
	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	1等級	2等級	3等級	4等級

る条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十五号。以下「特例条例」という。)」を「職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第 号。以下「特例条例」という。)」に改める。
 第二条中「特例条例施行前に退職した者で引き続き鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号)」を「特例条例第三条に規定する退職手当の支給を受けた者で引き続き職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)」に、「特例条例施行前」を「昭和二十九年六月三十日以前」に改める。

昭三十八	昭三十七	昭三十六	昭三十五	昭三十四	昭三十三	昭三十二	昭三十一年	昭三十年	昭二十九年	昭二十八年	昭二十七年	昭二十六年	昭二十五年	昭二十四	昭二十三	昭二十二	昭二十一年	昭二十年	昭十九	昭十八	昭十七	昭十六	昭十五	昭十四	昭十三	昭十二	昭十一	昭十	昭九	昭八	昭七	昭六	昭五	昭四	昭三	昭二	昭一																																																																																														
1.31	1.30	1.29	1.28	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.84	0.83	0.82	0.81	0.80	0.79	0.78	0.77	0.76	0.75	0.74	0.73	0.72	0.71	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.65	0.64	0.63	0.62	0.61	0.60	0.59	0.58	0.57	0.56	0.55	0.54	0.53	0.52	0.51	0.50	0.49	0.48	0.47	0.46	0.45	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40	0.39	0.38	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33	0.32	0.31	0.30	0.29	0.28	0.27	0.26	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03	0.02	0.01	0.00

附 則

この規則は、公布の日から施行し、別表の改正規定は昭和三十七年十月一日から、その他の改正規定は昭和三十一年十二月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十一年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

別表第四 一イ表中

初任給	一四、六〇〇円
初任給	一四、七〇〇円

別表第四 一ロ表中

初任給	一五、六〇〇円
初任給	一五、七〇〇円

別表第五中

初任給	一六、六〇〇円
初任給	一六、七〇〇円

別表第六中

初任給	一六、一〇〇円
初任給	一六、三〇〇円

に改める。

に改める。

に改める。

を

に改める。

初任給	一六、一〇〇円
初任給	一六、三〇〇円

別表第七中

初任給	二五、四〇〇円
	一九、一〇〇円
	一六、三〇〇円
	一二、八〇〇円
	一一、一〇〇円

講師、助教諭及び養護助教諭に採用された場合は、一五、四〇〇円

備考

を

初任給	二五、四〇〇円
	一九、一〇〇円
	一六、三〇〇円
	一二、九〇〇円
	一一、四〇〇円

講師、助教諭及び養護助教諭に採用された場合は、一五、五〇〇円

備考

に改める。

別表第八一イ表中

初任給	一四、九〇〇円
	一二、一〇〇円

を

初任給	一五、〇〇〇円
	一二、二〇〇円

に改める。

別表第八二ロ表中

初任給	一六、〇〇〇円
	一四、九〇〇円

を

初任給	一六、一〇〇円
	一五、〇〇〇円

に改める。

初任給	一四、六〇〇円
	一三、一〇〇円
	一四、六〇〇円

初任給	一四、七〇〇円
	一三、二〇〇円
	一四、七〇〇円

別表第十中

初任給	一三、一〇〇円
	一一、六〇〇円
	一〇、七〇〇円
	一〇、七〇〇円
	一一、一〇〇円
	一一、一〇〇円
	一一、一〇〇円
	一四、六〇〇円
	一三、一〇〇円
	一〇、七〇〇円

を

初任給	一三、二〇〇円
	一一、八〇〇円
	一一、〇〇〇円
	一一、〇〇〇円
	一一、〇〇〇円
	一一、〇〇〇円
	一一、四〇〇円
	一四、七〇〇円
	一二、二〇〇円
	一一、〇〇〇円

に改める。

別表第十一中

初任給	一四、八〇〇円
	一四、八〇〇円
	一三、九〇〇円
	一一、一〇〇円

を

初任給	一四、九〇〇円
	一四、九〇〇円
	一四、〇〇〇円
	一一、四〇〇円

に改め、

同表の注中「一四、八〇〇円」を「一四、九〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

行政職給料表 3 等級	2 等級	2 等級の2号以上	2 等級の2号以上	2 等級	3 等級	1 等級		5 等級
行政職給料表 4 等級	3 等級	2 等級の2号以上	2 等級の2号以上	3 等級	4 等級	2 等級		6 等級
行政職給料表 5 等級	4 等級	2 等級の2号以上	2 等級の2号以上	4 等級	5 等級	3 等級		7 等級
行政職給料表 6 等級	5 等級	2 等級の2号以上	2 等級の2号以上	5 等級	6 等級	4 等級		8 等級

備考 1 給料月額がその給料月額を受ける者の属する職務の等級の最高の号給を越える場合は、最高の号給と同様に取扱うものとする。

2 暫定給料月額を受ける場合は、暫定給料月額を受けることがなくなった日における号給を受けることとみなす。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十九号

別表第一中

奨徳学校				係	長			を
奨徳学校				係	長			を
整肢学園				主係	任長			を

中央病院を県立病院に

農産物小倉あつせん所を農産物北九州あつせん所に

高等学校 (直轄)				事務	長			を
高等学校 (直轄)				事務	長			を

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

改める。

別表第八中

中央病院	婦 総 婦 長	助 (技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	助 産 婦	准 看護 婦
県立病院	中央病院薬剤長、 厚生病院薬剤長	助 (技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	助 産 婦	准 看護 婦
整肢学園	理 療 師	理 療 師	技 師 補	理 療 士
	栄 養 士	栄 養 士	栄 養 士	
	レントゲン技師	レントゲン技師	レントゲン技師	
	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	
	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士
	歯科技工士	歯科技工士	歯科技工士	歯科技工士
	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	

を

に

改める。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

職員に勤務条件に関する措置の要求に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第二十号

高等看護学院	教務主任	看 護 婦	看 護 婦	看 護 婦
高等看護学院	教務主任	看 護 婦	看 護 婦	看 護 婦
准看護学院	教務主任	看 護 婦	看 護 婦	准看護婦
整肢学園	婦 長	看 護 婦	看 護 婦	准看護婦
県立病院	婦 長	助 産 婦	助 産 婦	准看護婦
	助 産 婦	助 産 婦	助 産 婦	准看護婦
	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	
	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	(技術吏員をもつてあてゐる職) 婦	

を

に

職員に勤務条件に関する措置の要求に關する規則の一部を改正する規則

和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を
次のように改正する。

第十条の二中「不利益処分に関する規則」を「不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第五号)」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年三月五日から適用する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第四号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号(選考により採用又は昇任させる職)の一部を次のように改正し、昭和三十八年三月二十八日から適用する。
昭和三十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午
一中「自動車整備士の職、」の下に「溶接士の職、」を加える。

電気事業管理規程

鳥取県電気局企業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十八年三月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県電気事業管理規程第一号
鳥取県電気局企業職員就業規則の一部を改正する規則
鳥取県電気局企業職員就業規則(昭和三十三年十一月鳥取県電気事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「が勤務しないとき」を削り、「第六条」を「第十六条」に改める。
第十五条を次のように改める。
(退職年金、退職一時金等)
第十五条 退職年金及び退職一時金等については、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月一日から適用する。

電気事業訓令

鳥取県管電気事業訓令第一号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

鳥取県電気局文書事務処理規程(昭和三十三年七月鳥取県管電気事業訓令第二号)の一部を次のように改正し、昭和三十八年四月一日から施行する。
昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

この規程中「りん議書」を「起案書」に改める。
第十二条を次のように改める。

(起案及びりん議)

第十二条 起案及びりん議については、規程第三章第二十条から第二十四条までを準用する。この場合において、「鳥取県公文規程」とあるのは「鳥取県電気局

公文規程」と、「広報文書課長」とあるのは「業務課長」と、「広報文書課」とあるのは「業務課」と、「主務部長」とあるのは「主務課長」と、「主務部課」とあるのは「主務課」と読み替えるものとする。

鳥取県管電気事業訓令第二号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

鳥取県電気局公文規程を次のように定める。
昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(趣旨)

第一条 鳥取県電気局における公文例式は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公文例式)

第二条 公文例式については、鳥取県公文規程(昭和三十三年六月鳥取県訓令第八号)を準用する。この場合

において、「鳥取県文書事務処理規程(昭和三十三年十月鳥取県訓令第十九号)」とあるのは「鳥取県電気局文書事務処理規程(昭和三十三年七月鳥取県電気事業訓令第二号)」と、「鳥取県文書事務処理規程」とあるのは「鳥取県電気局文書事務処理規程」と、「鳥取県公文書式」とあるのは「鳥取県電気局公文書式」と読み替えるものとする。

この訓令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県営電気事業訓令第三号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

文書の左横書きの実施に関する規程を次のように定める。

昭和三十八年三月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

文書の左横書きの実施に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県電気局における文書事務の能率向上を図るため、文書の左横書きの実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(文書の左横書きの実施)

第二条 文書の左横書きの実施に関しては、文書の左横書きの実施に関する規程(昭和三十八年二月鳥取県訓令第一号)を準用する。この場合において、「広報文書課長」とあるのは「業務課長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に起案されている文書の施行については、なお従前の例による。

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金(一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。)を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月 日から昭和 年 月 日まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添

えて申し込めます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名を)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
(定価 一部月額二五〇円(購読料共))